

2019年12月12日

一般社団法人日本消化器内視鏡学会
各位

演題申請における倫理審査について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本消化器内視鏡学会倫理委員会より演題登録にあたっての倫理審査についてご報告申し上げます。
本学会における倫理指針を2018年9月に制定し、施行してまいりましたが、この度、JDDW2020倫理指針改定に伴い、本学会倫理指針等についても本年12月1日改定（添付1）し、2020年1月1日施行することと致しました。

この改定に伴い、関連資料も更新しております。

つきましては、2020年1月以降の演題募集受付（総会（第100回）及び支部例会から対象）から「JGES 演題登録時 Medical ethics 申請」（添付2）※に基づいてご登録いただきますようお願い申し上げます。

なお、症例報告等倫理審査不要とされるものについては、JGES 演題登録時 Medical ethics 申請のAとして10項目列挙されています。それら以外にも、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の定める「研究に該当しないもの」に含まれるものもあると思われます。それらについては、Aの8番目「健康の保持増進に資する知識を得ること、または、傷病の予防・診断・治療に資する知識を得ることを目的としない研究」にチェックをお願いします。別紙に補足説明をしますが、判断が困難な場合には、倫理審査委員会の意見を聴くことが推奨されますので、ご注意ください。

倫理申請の要不要については、「JGES 応募演題・論文投稿のカテゴリーを判断するためのフローチャート」（添付3）、必要な手続きについては「JGES 倫理指針から見た研究の種類と必要な手続き」（添付4）をご活用ください。

また、よくある質問を「JGES 倫理指針 Q&A」（添付5）にお纏めました。

これらについての詳細はホームページをご確認ください。

「演題応募における倫理審査」はこちら

<https://www.jges.net/medical/procedure/ethical-review-of-abstract-submission>

「JGES 倫理指針 Q&A」はこちら

<https://www.jges.net/medical/procedure/ethical-review-of-abstract-submission/faq>

なお、施設において倫理委員会の設置がない場合については、関連の大学や医師会等の倫理審査制度を利用していただくか、あるいは本学会倫理委員会^で有料審査（自施設のみで実施する観察研究に限る）をご利用ください。

詳細は「倫理審査が設置されていない研究機関からの倫理審査の受託」をご確認ください。

<https://www.jges.net/medical/procedure/ethical-review-of-abstract-submission/trustee-of-the-ethics-review>

以上、ご不明な点は倫理に関する専用アドレス jges-rinri@jges.or.jp までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

※倫理に関する内容は2019年11月現在によるもので、今後、国の法令等の変更に伴い改定を行う可能性があります。

一般社団法人日本消化器内視鏡学会
倫理委員会
担当理事 乾 和郎
委員長 久津見 弘
E-Mail : jges-rinri@jges.or.jp



A（倫理審査が不要）とされるもの補足

JGES 演題登録時 Medical ethics 申請の A の 10 項目以外で、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の適用さない「研究に該当しないもの」として、下記が考えられます。これらについては、A の 8 番目「健康の保持増進に資する知識を得ること、または、傷病の予防・診断・治療に資する知識を得ることを目的としない研究」にチェックしてください。

ただし、判断が困難な場合には、倫理審査委員会の意見をお聞きください。

- 1) 患者その他一般の理解の普及を図るため、既存の医学的知見等についての公表（＝掲載）
- 2) 自らの施設における以下の行為
 - ・一定期間内の診療実績（受診者数、処置数、治療成績等）を集計し、ご自身の施設の事業報告としての発表。（自施設の医療評価の発表）
 - ・標準的な診療が提供されていることの確認、院内感染や医療事故の防止、検査の精度管理等のため、施設内のデータを集積・検討したご自身の施設の実態報告としての発表。（自施設の医療の質の確保に関する発表）

以上